

機関番号：32689

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2008～2010

課題番号：20380128

研究課題名（和文）北東アジア地域における広域的再生産構造の形成と農地所有構造の変貌

研究課題名（英文）The Role of Ownerships Affecting Food Supply with more
Interdependence in Northeast Asia

研究代表者

堀口 健治 (HORIGUCHI KENJI)

早稲田大学・政治経済学術院・教授

研究者番号：80041705

研究成果の概要（和文）：家族経営を基盤とする大規模化は地域に共通する。日本では家族経営の合体・吸収や集落営農で農地分散を防ぎ団地化を図っている。人民公社解体後の中国の家族経営も団地化をいずれ目指す手法が必要だが、集団所有との関係が不安定である。中国と日本の土地利用は共通の課題を持つが、公有と私有との調整が課題であり、集団所有の優位性で望ましい土地利用に誘導する中国方式と私有権を抑えながら集落で誘導する日本式、双方の形態比較が必要である。

研究成果の概要（英文）：After the dissolution of peoples' collective farms, many family farms have tried to get more land by renting-in in China. But the trend of more land spreading out resulting in less efficiency is common in the Northeast Asia. In Japan the communities tries to organize many family farms into one-unit with various types from complete company to union of independent family farms requiring wider farmland plots. In China collective ownership which may work to contribute this trend is not supported by farmers. Still the relation between management and land ownership needs more field research.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	4,200,000	1,260,000	5,460,000
2009年度	6,500,000	1,950,000	8,450,000
2010年度	3,100,000	930,000	4,030,000
年度			
年度			
総計	13,800,000	4,140,000	17,940,000

研究分野：農業政策、農業経済学

科研費の分科・細目：農業経済学・農業経済学

キーワード：集団所有、請負経営権、農地流動化、集落営農、中間保有

1. 研究開始当初の背景

アジアモンスーン地帯の農業構造に共通する特徴は、家族経営・家族による分業、分散した零細な「ほ場」（現代の機械化に適さない）、連作が可能な水田稲作を主にしており、米以外の農業地帯と比べて面積あたりの人

口扶養力が高い。しかも水利の共同性が村落の共同体的性格を招来し、階層分解のスピードは弱い。だが一方で労働力の離農に伴い、労働生産性を上げる規模拡大が必要だがそのスピードは遅い。また経営面積を拡大して

も、農地分散によるスケールデメリットが現れかねない状況にある。

中国では人民公社の解体以後、家族経営による規模拡大の動きが強まったが、それは農地分散を招来し、日本を含む他のアジアモンスーン地域の国と共通する傾向を生み出している。そうした中で、日本では、従来の家族経営からコストをかけずに、一気に、既存経営の合体・合併・吸収による、新たな大規模経営の発生が出て来ている。既存経営の農地を分散させることなく、そのまま継続できることが強みである。集落の調整が効果を上げているように思われる。

中国の集団所有の上での農地調整と日本の集落の関係を利用した私有農地の貸借の調整と、共通するところがあるかどうか、その原理はどのように異なるか、検討する。

2. 研究の目的

共通するのは家族経営であり、その規模拡大の動きである。規模拡大は主に農地の借り入れで達成する点も共通している。

しかしそれを支える農地の所有関係は中国の集団所有と日本の私有と根本的に異なる。日本はその私的所有を抑え込むために集落の合意を利用しているが、中国の場合は、集団所有の力を使うことに農民が強く反発し、また政府もそれを推進することに自信を持っていない。

こうした差が、発展段階の差なのか、それとも所有権の違いによる形態上の差なのか、原理的に明らかにすべきだと考える。そして今後の所有権と利用権との関係について調整する原理の方向を考察する。

3. 研究の方法

主として、現地調査、専門家のヒアリング、さらに文献調査などを駆使して、実態と制度の現場での運用について研究を行う。

特に現地調査は、単なるアンケート調査ではなく、農家、農民の聞き取りをベースに、役人等を含めて、現地での議論も重視する。

4. 研究成果

日本の事例のなかで特徴的なもののみ紹介する。中国を含め、詳細な事例の紹介、分析は科研費研究報告書の2冊に記載されている。

(1) 限界地の畑作大規模法人化の動き一

北海道佐呂間町の「株式会社はまほろ」の取り組み

限界地は地価や地代が安いので大規模化に有利とする理論がある。限界地ほど、地価の高い地域に比して、大規模経営が多く生まれると想定しているのである。しかし今の日本は限界地ほど耕作放棄地が集中的に発生し、地価・地代が安いにもかかわらず、買い手・借り手が現れない現実がある。またこうした限界地でも農地は分散しており、その上、傾斜が激しくしかも不整形で狭小な耕地が林地や雑種地の間に分布しているので、誰も関心を示さないし、そのため大規模経営も生まれないのである。

それを乗り越えるために、オホーツク海に面する佐呂間町の3集落にまたがる14戸が集まって、2008年1月に株式会社はまほろを立ち上げた。個々の農家では採算も取れないし後継者の導入も困難なので、一気に大規模な単一経営にしたのである。この地の冷涼な気候では、従来の秋まき小麦・てん菜・馬鈴薯の3年輪作のもと、収量の低さを補うために大規模化が必然であった。しかし大規模面積の機械作業が夫婦二人の家族経営では困難になってきていた。昭和51年から麦作利用組合を地域で作り、他の作物にも機械利用組合を順次拡大したが、それでもなお機械の交代要員を確保できないほどに労働力が不足した。しかも後継者といえ、いずれも都会に出てあとがなく、夫婦の労働力で対応せざるを得なかった。

そこで1戸40ヘクタール前後の14戸の個別経営を一つの法人にし、統一した土地利用、機械の台数を半分（今まではそれぞれ1戸毎に3-4台のトラクター・計50台を所有していたが法人になることで20台に削減）に減らしながら、交代要員を確保するために、積極的に外からの雇用を入れる方式に変えた

のである。法人にすることで、大卒の正規社員を雇用し、将来の経営参画も考えられるようにしたのである。

2011年の作付規模は550ヘクタール、小麦が183ヘクタール、てん菜125ヘクタール、ソバ毎年増加させて120ヘクタール、大豆87ヘクタール、その他となっている。ソバという新たな作物の開発、大量販売契約で大規模な面積による生産物の販売先と労働力の能率的な配置、それに機械代の大幅なカットで、収支を改善し、その上で正規雇用を順次取り入れることで農業経営の安定性と継続性、そして構成員の生活を保障する方向に成功している。ただ不足労働力を雇用に依存し、既存の家族経営は多くが貸付農家になることが予想されるので、単純に家族経営と位置付けることは難しいかもしれない。

(2) 水田2毛作が定着した佐賀の集落営農集落営農への、参加集落は県下集落の8割、参加農家数7割、参加農地面積6割、を誇る佐賀の集落営農は、米のあとは麦、転作の大豆の後も麦、と200%の土地利用を実現している。主に平場で成功している集落営農は、クレークを利用しながらポンプによる水供給、圃場整備や暗渠排水施設の設置などがなされている農地を、基礎としている。

ブロックローテーション、大豆導入の契機は、平成12年の転作への奨励金の加算措置である。水田農業経営確立対策により、現地では、米を上回るほどに大豆の収益性が確保できそうだということで、輪作に持ち込めば大豆の収量も安定化させることができ、しかもブロックごとにまとまった土地利用ができるとして話し合いを強化したのである。佐賀は戦前の佐賀段階、昭和40年代の新佐賀段階は、これらは共同作業、同一の栽培方式などによる米の高単収という成果であるが、これらの稲作のみの土地利用方式である。しかし

転作を入れ込んだ土地利用では、新たな方式が見つけられず、他県と同じくバラ転にとどまっていた。それが転作に関わる助成金の大幅な引き上げが、大豆の本作化ということで、従来の補助金を当てにした補助金確保のための大豆作から、大豆自体の収量引き上げ、さらには地域の土地利用全体を効率化、安定化させようとする契機になったことは注目される。政策の誘導効果である。

さらに2毛作が可能な佐賀では、補助金を含めての話だが、収益性が高い大豆を3年輪作のブロックローテーションに加えて、米の区画でも大豆を植えたいとする農家が増え、これを認めて、一気に大豆の作付が増えるのである。そのため、転作の割り当て以上に余計に大豆を作りたい地域は手を挙げて、県内、県外に米の生産枠を譲渡することで大豆作の助成を得るようにしたのである。しかもそうした輪作は機械の稼働率を高め、結果としてコメ生産費も低めて米の収益性を高めている。トラクターも米と麦と大豆に年間使用することで、それぞれの作物の経費に占める機械の減価償却費が少なくなってくるのである。

こうした仕組みが可能になったのも、集落営農・ブロックローテーション、大豆作の安定化、と佐賀の仕組みがその底にあったからであり、未だ一体経営とは言えない、集落営農としては経理処理の入り口にある段階だが、土地利用では意思の一本化がその成果として強調できるであろう。集落営農のメリットを強く認識しておきたい。

(3) 転作助成高額化を契機とした農地流動化と大規模経営の族生—茨城県八千代町の事例

茨城県八千代町は、田が1700ヘクタール、畑も1700ヘクタール、これに梨が主の樹園地80ヘクタール、が展開する平坦な農村で、

隣はつくば市である。兼業機会にも恵まれているとあってよい。畑ははくさいが主力で市町村別で日本一を誇っている。

八千代町は、畑作経営、水田・普通作経営、ともに大規模な経営が生まれていることに特徴がある。隣接地域と比べても格段にその動きが激しい。

畑作経営の大規模化は、水田作の大規模化に先行して、進んできた。野菜作が主だが、隣接のつくば市にトレーラーで農業機械を運び、借地で拡大しながら、労働力は中国人研修生（2年目以降の技能実習生）に大きく依存して、規模を拡大してきたのである。研修生の滞在は3年間が限度だが、毎年一人ずつ受け入れることで、研修生同士で経験を伝達することが可能である。研修生の数は全国でもトップの多さである。

これを追って水田でも大規模化が進行するのは、平成12年からの水田農業経営確立対策以降であり、その特徴である一般作物の助成体系を八千代町でも適用している。すなわち団地・集積助成10アール4万円（麦・大豆・飼料作物）、高度利用加算1万円（1年2作）、全国とも補償（米作付の面積10アール4千円を稲作農家が拠出）の一般作物2万円（麦・大豆・飼料作物等）、そして地区達成加算3千円、合計7万3千円だが、これが同町では大きな役割を果たしている。というのは、八千代町は、この全額を作業委託者に払い、受託者には町単独で10アール5千円から1万円の管理委託料を払う仕組みを導入したのである。

しかし八千代は、これを作業委託の形にして委託者の農地の所有意識に合わせつつ、販売権は作業受託者に与えるのだから、実質的には限りなく貸借に近いものとして発足している。作業料金を委託者は払わない。作業委託だと経営権はいかにも委託者にあり、また

転作も委託者が実施している形なので、助成金が全額委託者に来る。こうした形で、米栽培も転作と同様に受託者に委託する農家が増え、その結果、受託の形で水田作でも、先行する畑作を追って、大規模な経営が生まれてきたのである。

品目横断政策が実行に入った時に、特定作業受託者として販売が任されている等の契約が結ばれていれば、この所得補償の対象に特定作業受託者（主な基幹作業を受託し、収穫物の販売委託を引き受けることで販売名義を有し、かつ、販売収入の処分権を有する者）も入ることになった。農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（担い手新法）でそのように明記したのである。そのため水田経営所得安定対策による交付金はすべて受託者に入り、産地確立交付金の分が委託者に行く形になったのである。万円、そして貸し手側に1万円助成するとなっている。

現実はどうなったかという、作業委託を小規模農家は取ったのである。Nさんの家では、水田の20ヘクタールに小麦ないし大麦を栽培し、その内の半分を大豆の2毛作にしている。いずれも特定作業受託で販売契約を結び、品代を受け取る。また水田経営所得安定対策のゲタに当たる交付金を受けることになり、作業料金の受け取りはない。委託者は基本助成と土地利用型等加算の計3万5千円を受け取る。また米を作付けする水田は17ヘクタールで、3年の利用権設定をしているところは小作料2万円を払う。この場合は、土地利用型等の助成金は、すべて受け手農家に行くことになる。

これが民主党のモデル事業の場合は、産地確立交付金等の仕組み自体もなくなったので、委託者に渡る原資が無くなってしまった。作業受託者であるNさんには水田利活用自給

力向上事業の 3.5 万円、これに 2 毛作であれば 1.5 万円が上乘せになる。また生産調整に協力しているので、米の戸別所得補償モデル事業で定額の 1.5 万円、これに変動部分が後払いされるが、これも N さんが受け取る。そして委託者の側は全く受け取る分が無くなってしまった。結論から言えば、八千代町の場合は町長の裁定で、農協経由、委託者側に 10 アール当たり 2 万円が受託者の収入の中から行くことになったが、隣接町では異なる対応になっているようである。

委託者や利用権設定で貸し付けてくれている家は、50-60 人に上り、今年は 2 万円で納得するであろうが、N さんとしては、特定作業受託を利用権設定に置き換えようとして、地主の了解を得るとしている。特定作業受託の仕組みにしておく必要がなくなったからである。貸し手にはすでに機械もなく、農地を返されても困るので、利用権設定の方向に一斉に動くことになるだろうと推測している。なお水田経営所得安定対策の所得補償が特定作業受託者に来る同じ仕組みの上に、水田利活用の 5 万円（2 毛作の場合）も対象作物の生産・販売する農業者・集落営農に行くことになっているために、受託者に来ているのである。麦・大豆は農家台帳に受委託と脇書きをすることで、特定作業受託者であることが認識され、助成金もこちらに来ていたのである。しかし稲作の場合は、共済名義は基幹作業だけでは名義を変更できず、そのため、作業委託をしているにもかかわらず、相手方に米の定額分の 1.5 万円と変動部分が行ってしまうのである。そのため、次年度からすべて特定作業受託から利用権設定に切り替えて、米モデル事業の定額・変動部分をもらう方向で動くという。もちろんその代わりに小作料は払うのであるが。

地域の大規模な水田・普通作経営は、特定作

業受託から出発して、その後、水田を利用権設定にして借りるものも出てきているが、依然として農作業受託で転作部分を引き受けるのが主であった。中には稲作部分をも作業受託をしていたものもいるようである。また転作部分は受託者に任せ、稲作は自作する小規模農家もあるようだが、いずれも少ない。稲作、転作、両方とも受け手のところで引き受けているのであり、その実態を利用権設定に統一していく方向にあるといえよう。

ではなぜ特定作業受委託の仕組みを設けたのか、この役割は何なのか、と考えると、作業委託の形で、すなわち経営権を持ちながら、転作部分は任せることで助成金を得られたことが大きい。しかも平成 12 年から始まる水田農業経営確立対策の時に取られた委託（基幹作業だが）は、10 アール当たり 7.3 万円も払うことで、自作ではなく受託者に任せる方向にしようきば誘導したのである。この 7.3 万円の設定は極めて意味が大きかった。これで雪崩を打って小規模農家は、転作部分の委託に走ったのである。そして徐々に転作することで受け取る額が少なくなり、受託者には水田経営所得安定対策のゲタの部分に来るようになり、さらに民主党の水田利活用の 5 万円も受託者の側に行ったのである。そして産地確立交付金の仕組みがなくなる中で、しかも民主党の戸別に配布する所得補償の仕組みのもと、出し手側には一銭も入ってこないことになってしまったのである。

（４）中国での個別経営の事例

日本の事例では、集団、集落、行政の力で所有権の力を抑え込み、あるいは誘導して、望ましい規模拡大経営の展開を図ろうとしている。中国の場合は、貸借の権利関係が借り手は弱く、貸し手がいつでも返してもらえる関係にある。集団所有の指導性を政治が発揮することは、従来の人民公社路線を思い出さ

せるので、関係者は権利関係の調整になかなか入らない。請負経営権の性格はその集団に所属するが故に受け手は強いが、その請負権に基づいて、その土地を貸し出す形の中国の農地流動化は、その借り手にとっては極めて弱く、その意味で、公有の積極性は発揮されていない。この点の矛盾がどのようにその後の政策等に反映されるか、所有と利用とのアジア水田農業にどのように影響するか、さらなる研究が求められる。

一つの事例を挙げれば、河南省での調査対象地域で、請負経営権で得た農地を自宅の周りに農地を集めるために、他の請負経営権を持つ農家の農地と交換を繰り返していた農家の話を聞くことができた。自分の希望で交換を行うので、結果としては1対2の面積交換になって従前の半分の面積になってしまったが、それでも、夫は商売に集中するので、妻一人で行うことができるように自宅の周りに団地化できてよかったと言っていた。

問題はそれが次の調整の時にその経緯を認められ、請負経営権の再配分でその土地を割り当てられるかどうか、この点は不透明であり、その意味で、集団所有のもとでの請負経営権さえも権利としては不透明なところがある。規模拡大の課題は容易ではないのである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

- ①堀口健治、力を入れるべきはWTOの枠組み—TPPで農産物輸入大国はどうなるか、改革者、査読なし、52巻2号、2011、40-43
- ②堀口健治、効率化対策を盛り込みバラマキから戦略的な農政を目指せ、エコノミスト、査読なし、88巻52号、2010、76-79

〔図書〕(計1件)

堀口健治、農林統計協会、わが国 農業・農村の再起、2009、43-81

〔その他〕(計2件)

- ①研究報告書、東アジア地域における広域的再生産構造の形成と農地所有構造の変貌、2008-2010、2010年9月、283ページ
- ②研究報告書、東アジア地域における広域的再生産構造の形成と農地所有構造の変貌、2008-2010、2011年3月、201ページ

6. 研究組織

(1)研究代表者

堀口 健治 (HORIGUCHI KENJI)
早稲田大学・政治経済学術院・教授
研究者番号：80041705

(2)研究分担者

藤田 泉 (FUJITA IZUMI)
県立広島大学・生命環境学部・教授
研究者番号：90221027

加藤 光一 (KATO KOUICHI)

信州大学・農学部・教授
研究者番号：60244836

寺本 千名夫 (TERAMOTO CHINAO)

専修大学北海道短大・経済科・教授
研究者番号：40258710

范 為仁 (HAN IJIN)

東京農業大学・生物産業学部・講師
研究者番号：90408683

菅原 優 (SUGAWARA MASARU)

東京農業大学・生物産業学部・博士研究員
研究者番号：80343565

田野 光彦 (TANO MITSUHIKO)

南九州短期大学・国際教養学科・教授
研究者番号：30310949

市川 治 (ICHIKAWA OSAMU)

酪農学園大学・酪農学部・教授
研究者番号：20212988

北原 克宣 (KITAHARA KATSUNOBU)

立正大学・経済学部・准教授
研究者番号：00289745